政治学概論Ⅱ《2024》

比較政治学(1):ケース①ジェンダー;ケース②憲法

苅谷 千尋

22, Jan, 2025

1. 授業の感想

1. 公衆衛生

WHOと公私パートナーシップの箇所が重要だと思った。その理由は本来ならば中立性を担保しなければならない国際機関が出資国の意向に大きく左右されている現状に立たされているからである。費用対効果の重視により効果を実証しやすいプログラム中心となったことで、その即効性から世界全体で人々が健康に生きるとともに豊かな社会を実現することができているという錯覚に陥りやすくなったことが危惧される。だからこそまずはWHOへの資金援助国が長期的な目で包括的な保健事業を推進していく見方に変革していくこと、そしてそもそも前提としてWHOが揺るぎない権限を確立していけるよう仕組み自体を見直していくことが必要不可欠であると考える(高橋)。

covid-19と国家の力関係におもしるさを感じた。。私は、世界的に流行し始めた当初「ワクチンはいつできるのか」や「ワクチンを日本で作れないのか」などワクチンの動向に一喜一憂している状態だったと記憶している。その中で今の状態から俯瞰してみてみると、アメリカやイギリスなど世界的にみて日本と友好的な国力がある国からワクチンが供給されており、当時世界が混乱に陥っている状態だったからこそ政治的な位置を明確にみることができると理解し、そこに面白さを感じたから。また、自分たちにとってはまだ生きている中で歴史的な出来事は少ない中、コロナウイルスは歴史的に重要な部分であり、生きていたからこそ実感しやすい部分が多くあるなと思ったから。(大石)。

• 'America's departure from the WHO would harm everyone' (The Economist, Jan 22nd 2025)

2. グローバリゼーションと主権国家

EUと欧州複合危機について。EUを離脱する国がなぜ離脱するのか理由がいまいちわかっていなかったが、アイデンティティと連帯という項目で、EU権限は増加しているが、そこにヨーロッパアイデンティティを伴っていないという説明から納得した部分があった。中国と台湾の対立のように、国民がどこにアイデンティティを持っているかという視点は、国同士の連帯を考える上で重要になると感じた(喜多川)。

沖縄独立論について。沖縄は国土面積は約0.6%であるが、米軍基地は全国の約70.3%が集まっており、多くの問題を抱えているにもかかわらず、日本本土に住んでいる人たちは認識していないことは重要な問題なのではないかと考えたからである。負担が沖縄の社会や環境に与える影響は大きいが十分に理解されていないことで、沖縄の住民の本土への不信感に繋がったり、さらなる負担を抱えることになったりするのではないかと思った(渡邉)。

Ⅱ. 比較政治学:ケース①ジェンダー

<u>1. 保育園落ちた日本死ね!!!</u>

何なんだよ日本。 一億総活躍社会じゃねーのかよ。 昨日見事に保育園落ちたわ。 どうすんだよ私活躍出来ねーじゃねーか。 子供を産んで子育てして社会に出て働いて税金納めてやるって言ってるのに日本は何が不満なんだ? 何が少子化だよクソ。 (はてな匿名ダイアリー)

「死ね」が、いい言葉だなんて私も思わない。でも、その毒が、ハチの一刺しのように効いて、待機児童問題の深刻さを投げかけた。世の中を動かした。そこには言葉の力がありました。お母さんが、こんな言葉を遣わなくていい社会になってほしいし、日本という国も日本語も、心から愛しています。 — 俵万智 (tawara_machi) 2016年12月10日 (The Huffington Post)

山尾志桜里議員

i) 予算委員会

- 「【2/29予算委員会】 山尾志桜里 待機児童問題、子育て支援、甘利元大臣問題について安倍 総理に質問」(YouTube)
- 「そんなに興奮しないで」待機児童で・・・総理vs山尾氏(17/02/17) (YouTube)

ii) 週刊朝日インタビュー

【秋山記者】――17年、「週刊文春」が、山尾さんと弁護士の男性が不倫関係にあると報じました(山尾氏は否定)。この時から始まった騒動を今振り返ってどう思いますか?

【山尾議員】女性議員の私生活に向けられる関心の高さが異常ですよね。好奇のまなざしが男性の政治家へのものとはまったく違う。そのリスクを冒してまで政治家を続けるには、かなり高いインセンティブを持たないと。この状況の中で、「選挙に出たら」って軽々に女性に勧められないです。(「山尾志桜里議員が語る文春砲「関心の高さが異常。必要以上に脇はしめません」AERAdot.)12

2. パリテ (男女同数) 議会

- ・男女同数が20年続く大磯町議会
 - 2003年、初めて当選者の男女比が半々に
 - 定数が14になった07年以降も、07年と11年に女性が8人となって過半数となる
 - 。 → 全国の議会でも女性進出のトップランナー

- 「野次の無い自由闊達な大磯町議会 パリテの効果①【よりぬきポリタスTV】《亀倉弘美》」 (YouTube)
- 「亀倉ひろみ (大磯町議会議員) | (note)

(2) 生活ニュースコモンズ

【和田さん】女性のコミュニティが本当にすごい。戦後まもなく、海外出自の親を持つ孤児を対象にした児童養護施設「エリザベス・サンダースホーム」を開いた沢田美喜さん、国家公安委員を務めた社会学者の坂西志保さんが大磯に住んだ。今だって、地元出身の人も、移住してきた人も、女性たちには大磯でコミュニティを作っていく力があるんです。コロナ禍で働いていた旅館が廃業したら、カフェをオープンして、近隣のお店とおいしいものや雑貨を集めた市(いち)まで始めてしまうなど、大磯では一年中、誰かが何かをしている。お茶を飲みながら政治の話もできる(「「日本の議会にはパリテが必要です」 男女同数の神奈川県大磯町議会を取材、出版した和田靜香さんに聞く」note)。

【和田さん】とにかく発言や議論が飛び交って、議会が長い。多くの地方議員を悩ませている新人や若い女性議員が標的になりがちなヤジやハラスメントはここにはありません。地方議会では同じ政党や政治思想を同じくする人たちが「会派」を組んでまとまり、1つの意見に集約するのが当たり前ですが、大磯町議会では会派制をとってないのも、自由闊達な議論につながっていると思います。他の自治体では若い女性が当選しても、会派にしばられて自由に物が言えないという話も聞きますから(「「日本の議会にはパリテが必要です」 男女同数の神奈川県大磯町議会を取材、出版した和田靜香さんに聞く」note)。3

<u>3. ステレオタイプ</u>

「女性ならではの感性」

ぜひ、それぞれの皆様に、女性としての、女性ならではの感性や、あるいは共感力、こうしたものも十分発揮していただきながら仕事をしていただくことを期待したい(岸田文雄前首相) 4

「女性の会議は長い」

だけど、女性がたくさん入っている理事会は、理事会の会議は時間がかかります。これは、ラグビー協会、今までの倍時間がかかる。女性がなんと10人くらいいるのか?5人い

るのか?女性っていうのは競争意識が強い。誰か1人が手をあげていうと、自分もいわなきゃいけないと思うんでしょうね。それでみんな発言されるんです(森喜朗元首相)5

4. 女性のいない民主主義

- 男性に圧倒的に政治権力が集中
 - 。 衆議院における女性議員の割合: 10.2%(47/463人)*163位/192カ国(2024年の選挙結果: 15.7%, 73/463人)
 - 参議院における女性議員の割合:20.7%(50/241人)*44位/79カ国(二院制を採る国家)
 - 国家公務員上級管理職に占める女性職員の割合:3.9%*29位/29カ国(OECD) (前田健太郎(2019), p.11)
 - 。 → 日本政治に顕著な特徴
- 前田健太郎(政治学者)、「女性のいない民主主義」と呼ぶ 6

1. リーディングアサインメント

だけど、女性がたくさん入っている理事会は、理事会の会議は時間がかかります。これは、ラグビー協会、今までの倍時間がかかる。女性がなんと10人くらいいるのか?5人いるのか?女性っていうのは競争意識が強い。誰か1人が手をあげていうと、自分もいわなきゃいけないと思うんでしょうね。それでみんな発言されるんです。選挙において、投票する際に性別で選別するということを日本人は無意識に(または意識的に)行っているということに対して、違和感を感じたから。確かに、日本は性別役割分業意識が根強く残っているため、男性が政治を行うという固定概念があるのかもしれない。しかし、私たちの世代の人が投票する際には、性別ではなく人柄を重視しているように感じる。p171で「第一に、有権者の多くは政策についての知識や意見を欠いており、政治家のパーソナリティや、政党への親近感など、政策に関係のない要素に基づいて投票する傾向がある。」と述べられているように、近年は人柄を重視する傾向にあると考えるが、性別も人柄も政治に関係のない要素であるため、より的確な判断のできる形での選挙を促す必要があると考える(岩田)。

男女の政治家を志すかどうかの意欲の差について(p176、p177)。日本はよく海外と比較され、ジェンダーが進んでいないといわれる。この現状について私は日本の大きな問題として重要視している。一方いつも選挙に関するグラフは、これだけジェンダーが騒がれていても劇的に女性の登用が増えることはなく、疑問に思っていた。その中で今回の資料から男女での意欲に注目した内容があり、なるほどと納得した。このようになった原因としては、やはり小さいころからの家族の発言があると思う。家族の中で祖父・祖母は子どもに絶大な影響を与えるが、その世代は戦争前後の男主体の社会である。世代を超えた発言が日本社会の変革にブレーキをかけていると言えると考察した(大石)。

男性議員と女性議員の政策の違い(p159-165)。私が取り上げた箇所には男性議員の意見は男性有権者にちかいものが多く、女性議員の意見は女性議員に近いものが多いということが書かれていた。このように女性議員が少ない日本では女性の意見が通りづらい傾向にある。女性視点から見る社会と男性視点で見る社会は違うこともたくさんあると思う。しかし、すぐに女性議員を増やせと言っても簡単にできることではない。そのため、男性は普段から女性の意見に丁寧に耳を傾ける姿勢を持ち続けることが大切であると考え、この部分が大切であると考えた(藤田)。

女性候補者は「女性らしい」振る舞いをすれば政治的な能力に欠けると言われ、政治家としてのリーダーシップを発揮しようとすれば「女性らしさに欠ける」と批判されてしまうこと(171ページ)。女性政治家が「女性らしい」振る舞いをすれば政治的能力に欠けると批判され、リーダーシップを発揮しようとすれば「女性らしさに欠ける」と非難される現象は、ダブルバインドと呼ばれる。これは、女性がどのように行動しても批判を受ける状況を指し、政治分野での女性の活躍を阻む要因の一つである。例えば、2017年にカマラ・ハリス上院議員が鋭い質問を行った際、「ヒステリック」と批判された事例がある。このような状況は、女性が政治的リーダーシップを発揮する際の大きな障壁となっていると考える。この問題を解決するためには、ジェンダーステレオタイプを見直し、多様なリーダーシップの在り方を受け入れる社会的な意識改革が必要だと感じた(三島)。

171 日本人がジェンダー規範を強く内面化しているという部分。近年ジェンダーの問題は大きく取り上げられて女性政治家も増加傾向にある。しかし「女性」とつくだけで期待されたり批判されることがある。政治家としての能力等に声が上がるのではなく、「女性」政治家として女性らしさなどが求められるのはおかしいと思っていたので、171ページを読んで、ジェンダー規範の内面化、有権者の行動傾向が分かった。最近政治がとても荒れているが、

性別など関係なく、日本が良い方向に向かうような政治がされればいいなと思います(三井)。

2. 『女性のいない民主主義』の特徴

• 標準的な政治学の紹介と、ジェンダーの視点にもとづく標準的な政治学への批判

女性の政治家がほとんどいない国の政治体制が民主主義と呼ばれている理由を、どれだけの人が説明できるだろうか(「前田健太郎『女性のいない民主主義』〈著者からのメッセージ〉」web岩波)

同書では、古典的な「民主主義」の定義を女性参政権の観点から検討するなど、政治学をジェンダーの観点から洗い直した。「民主主義は市民の意見が平等に政策に反映される政治体制だ」というのは標準的な定義だ。しかし各国がいつ「民主化」したかを考える際、女性参政権の有無は考慮しないなどゆがみが生じがちだったという。前田さんは「政治学者は男性が多く、定義に忠実でないことに気づかなかった」と話した。(「女性と政治、どう向き合う 前田健太郎さん×三浦まりさんが対談」朝日新聞)

3. 用語法

- フェミニズム:女性の解放を目指す規範理論
- ジェンダー: 男女の関係性(特に不平等)に関する現状分析(女性のみを指す語彙ではない)
- ジェンダー規節:
 - 。 男は男らしく、女は女らしくあるべき
 - 。 男は理性的、女は感情的
 - 安倍総理「そんなに興奮しないで下さい笑」
 - 。 → 男性を女性が補佐
 - 。 社会的構築物>遺伝子
- マンスプレイニング: 男性が一方的に話し、女性に話す機会を与えない(女性から争点を提起する機会を奪う)
- クリティカル・マス: その値を上回れば女性が本来の力を発揮できるようになる議員の女性比率 (30%)

4. 公私二元論

• 個人的なことは政治的である

女性が自らの私的な悩みだと考えているものは、実は本来、政治共同体全体で取り組むべき 問題なのである(前田健太郎(2019), p.47)

• 例:子育て(学校給食問題7);不平等な賃金やポスト;性差別(ハラスメント;性暴力)

5. 政治家選好・政策選好

- 性別により異なる選好あり
 - 。 防衛力強化:
 - 男性は、政治家、有権者ともに支持傾向
 - 女性は、政治家、有権者ともに積極的な賛成は少なく、どちらでもないという回答が多い(前田健太郎(2019), p.160)
- 女性の選好が男性の選好と大きく異なる政策(領域)
 - 。 永住外国人の地方参政権
 - 。 夫婦別姓
 - 。 女性の就労環境向上への政府による支援強化(前田健太郎(2019), p.162)
- 投票行動
 - 。 性別に大きな違いなし

- 。 ダウンズの投票行動モデル:応答性と答責性
 - 前田「ダウンズのモデルが描く有権者は、代表性には関心がない」(前田健太郎 (2019), pp.169–170);「選挙を通じて答責性や応答性を確保しようとする試みは、 有権者の能力を過大評価しているかもしれないのである」(前田健太郎 (2019), p.170)
 - 世界価値観調査:日本、韓国は「男性の方が女性よりも政治指導者に向いている」 という価値観を明確に拒まない

• 政党

- 。 党勢拡大のための戦略:女性党首、女性候補の擁立
 - 現職者の多い与党は候補者を変えづらいため、男性が優位で居続ける
 - 野党は候補者を変更しやすいが、日本の野党は積極的に女性候補を擁立してこなかった
- 。 2018年、候補者均等法成立
 - 「政治活動の自由を確保しつつ男女の候補者の数ができる限り同じ数になること」 などの努力規定を定めるも、顕著な効果なし
 - 罰則のない理念法
 - Cf. 下院においてジェンダー・クォーター制度を導入する国家、100カ国以上

Ⅲ. 比較政治学:ケース②憲法

1. 憲法の基本

- 1. 憲法は統治権力(立法権力;執行権力;司法権力)を拘束するための諸規則(立憲主義)
 - 。 Cf. 国民の三大義務は、国民が三大義務を果たすことができる諸規則(主に法律)を立法 し執行するよう、統治権力を義務づけるもの
 - 中華人民共和国など、一部の国家の憲法にのみ、国民を拘束する記述がある
 - Cf. 自民党憲法改正案(自民党 憲法改正実現本部)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。8910

- Cf. 学校の校則 ¹¹
 - 学校における権力者である教師は、生徒に対して無制限の権力をもつのか?何がその権力を拘束するのか?

Warning 十七条憲法は理想的官僚像を訓示したものであり、法律を規定するという性格をもつ憲法で はない。したがって日本最古の憲法という用法は誤解を招く。憲法という言葉を共有する が、無関係である

- 1. 統治権力をどう忠実な番犬にするか
 - 。 猛犬を檻に閉じこめるだけでは、統治権力を創造する意味がない
- 2. 憲法が規定するのは、基本的人権と政治制度である
- 3. 憲法は硬性である
 - 。 法律に比べて改正しにくい
 - 国会議員の2/3以上の賛成が必要というルールは一般的

2. 定量的憲法分析

- マッケルウェイン、ケネス・盛・(2022)
 - 。 1789年以降に制定された900以上の成文憲法を統計学的に分析
 - 日本国憲法の特徴をあきらかにする
 - ➡ 利点:イデオロギー論争から離れて憲法を論じることができる

3. 知見

知見①:日本国憲法の特徴

- 1. 語数の短さ
 - 4998語(英訳語数でカウント。世界で5番目の短さ)
 - 。 Cf. 中央値:1万6179語;平均値:2万2480語
- 2. 統治機構に関する規定の少なさ12
 - 。 憲法制定にかかわる時間的制約
 - 。 GHOは政治的混乱を避けるために法律に委ねることを選択

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

- 3. 先進的な人権規定
 - 公共医療、最低生活水準(憲法第25条)など、2010年においてさえ珍しい規定をもつ

知見②:憲法改正

- ・ 憲法改正の多い国家
 - 。 統治権力の裁量の余地が少ない (語数が多い)
 - ➡ 解釈の柔軟性の余地がないため、憲法改正を要する
 - 特に、統治機構(政治制度:選挙制度;大統領任期;地方分権)に関する改正
 - 例:ドイツ;インド
- 憲法改正の少ない国家
 - 。 統治権力の裁量の余地が多い(語数が少なく、諸規定は憲法ではなく法律によって定め られる)
 - ➡ 解釈の余地、あるいは立法の余地が多いため、憲法改正の必要性が少ない
 - 。 例:日本
 - 公職選挙法:63回改正(2021年時点)
 - 地方自治法:35回改正(同上)

本書では、憲法の制定後の歩みは、制定時の内容に左右されると論じる。例えば、日本国憲法は、政治制度の細部を法律に委ねている条文が多く、この点をより詳細に規定している憲法に比べて、改正の必要性が低い。他国では憲法改正を要する、政治的・社会的変化への対応も、日本では法律を改正することで可能になる。しかし、日本国憲法はただ短いわけではない。1947年以前の憲法に比べ、多くの個人的自由や社会的権利を確約しており、それは現代憲法と比較しても遜色ない。人権に関する規定が多いことは、国家権力をより制限していることを意味し、世界的に見ても、民主主義を定着させる傾向がある。言い換えれば、日本国憲法が世界で一番古い未改正の憲法である所以は、統治機構規定が簡略化されていることと人権の規定率が高いこと〔統治機構規定、から、ことまで傍点〕にある(マッケルウェイン、ケネス・盛・(2022)、pp.5-6)

70年以上も日本国憲法が未改正であったのは、一般に流布されるような手続き面でのハードルの高さ故ではなく、統治機構が実質的に「軟性」であるおかげで、改正の必要性が低かったことを示している(マッケルウェイン、ケネス・盛・(2022), p.54)

Note 人権に関する規定は、多くの国家が憲法を改正していない(新しい人権規定の追記はありうる)。人権規定は抽象的な記述にならざるを得ず、最高裁判所の判例で具体化もしくは制限することが一般的なためである

知見③:憲法に統治機構に関する規定がないことの問題

- 議会多数による選挙制度の恣意的運用の危険性
 - 。 選挙規定は憲法ではなく、立法に委ねられる
 - ➡ 議会の過半数勢力や現職議員の都合がいいルール、運用がなされやすい
 - 一票の格差
 - ➡ 地方を票田とする自民党に有利になるように、可能な限り放置されがち
 - 過度な選挙規制
 - 例:戸別訪問禁止、選挙費用の制限、配布チラシ、ポスターの制限
 - ⇒ 実質的に知名度が高い現職者に有利
- 著者の提案
 - 1. 憲法に定数配分のルールを明記する
 - 2. 憲法に選挙運動の自由を表現の自由と明記する
 - Cf. アメリカ合衆国最高裁判所:選挙費用の制限は言論の自由に反すると判断

私が最も懸念するのは、統治機構の規律密度の低さが、政治アクターによる恣意的な制度操作を可能にしていることである。これは民主主義の根本的な問題であり、日々感じられる不具合がなくとも、政治代表制の質を低下させる可能性がある。これを理解ないし回避するためには、憲法学者と政治学者の対話を深め続ける(マッケルウェイン、ケネス・盛・(2022)、p.191)

宿題

- 授業の感想
- リーディングアサインメント
- レポート課題

Warning 内容、期日については「提出物(提出先)」を参照

マッケルウェイン、ケネス・盛・(2022) 『日本国憲法の普遍と特異:その軌跡と定量的考察』,千倉書房.

前田健太郎(2019)『女性のいない民主主義』, 岩波書店.

木村草太(2024)『憲法』, 東京大学出版会.

辻村みよ子(2014) 『比較のなかの改憲論:日本国憲法の位置』, 岩波書店.

- 1. 「女性議員を追いつめる"選挙ハラスメント"の闇」 (NHK) ↔
- 2. 「私の住所をさらさないで!」 (NHK政治マガジン) □
- 3. 「ロングビーチが有名な「大磯町」は20年以上も前から男女議員が同数の議会を実現していた」(大竹まこと ゴールデンラジオ) a
- 4. 「「女性ならではの感性」は昭和の発言 そこに「個」の視点はあるか」(『朝日新聞』2024年1月12日)↔
- 5. 長野智子「森喜朗氏の「女性の会議は長い」発言は日本の何を変えたのか…男性も批判の声をあげた理由」(文春オンライン)↔
- 6. 「政治学の男性偏重あえて批判 東大准教授の疑問と反省」(朝日新聞) →
- 7. 「給食になった横浜「ハマ弁」 でも選択制、利用は2割超」(『朝日新聞』2021年8月21日) →

- 8. 日本国憲法第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」 □
- 9. 「憲法が保障する権利を行使できる立場にある国民が、積極的に権利行使することは、権利を行使しやすい環境という「公共の福祉」の実現につながる。憲法12条後段は、権利を行使することに公共的価値があることを示したものと理解できる」(木村草太 (2024), p.60) ↔
- 10. 「現行日本国憲法12条は、11条をうけて、基本的人権を「国民の不断の努力」によって保持しなければならないと定める。これは、国民の側が人権保障の義務を負うという趣旨ではなく、国家権力による人権侵害に歯止めをかけて、その濫用から人権を守る努力を意味する」(辻村みよ子 (2014), p.120) ω
- 11. 「生徒に開かれた校則作り求めた中学生の請願、市議会委「不採択に」」(『朝日新聞』2025年1月22日)↔
- 12. 「合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および連邦議会が随時制定し設立する下位裁判所に属する。最高裁判所および下位裁判所の裁判官はいずれも、非行なき限り、その職を保持することができる。これらの裁判官は、その職務に対して定期に報酬を受ける。その額は、在職中減額されない。」(アメリカ合衆国憲法、第3条第1節) 1